

議案第 20 号

鳥栖市いじめ問題対策委員会臨時委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 18 日

鳥栖市教育委員会

教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例第 5 条第 2 項により学識経験者 2 名（弁護士 1 名及び大学教授 1 名）を、臨時委員として任命する必要があるため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定によりこの案を提出する。